

PEC 算出時における有人及び無人ヘリからの粒剤散布による ドリフト量の取扱いについて（案）

1. 経緯

平成 28 年 3 月 3 日の第 50 回農薬小委員会において、水田使用時の水濁 PEC（第 2 段階）の算出において、粒剤のドリフト量を以下のように扱ったところ、委員より無人ヘリ散布においてドリフト量を考慮するか否かの整理が必要と指摘があり、基準値は原案どおり了承されたものの、PEC の算出については今後の課題として整理された。

①ピロキロン

剤型は粒剤であるが、使用方法が有人ヘリによる散布（航空防除）のため、ドリフト量を考慮。

②ベンゾフェナップ

剤型は粒剤であり、使用方法の無人ヘリによる散布を地上防除と見なし、ドリフト量は考慮せず。

①については、これまで航空防除は剤型によらず一律にドリフト量を考慮することとしてきたことによる。②については、粒剤はドリフト量を考慮しないとしてきたことによる。

しかし、②の無人ヘリについては、飛行高度によっては通常の地上防除よりもドリフトが発生しやすいとの指摘がある一方で、農業の現場において粒剤はドリフトが発生しにくい剤型と認識されているとの指摘があり、改めて有人ヘリ及び無人ヘリによる粒剤散布によるドリフト量の取扱いを整理するものである。

2. PEC 算出時における有人及び無人ヘリからの粒剤散布によるドリフト量の取扱い（案）

今後、粒剤散布によるドリフト量の取扱いについては、以下のとおりとする。

（1）有人ヘリによる粒剤散布は、PEC の算出においてドリフト量を考慮する。

（2）無人ヘリによる粒剤散布は、PEC の算出においてドリフト量を考慮しない。

【理由】

（1）について

- ・有人ヘリによる農薬散布の実施方法等に関する通知¹において、水田での粒剤散布時の飛行高度は 5～12 m とされていること。
- ・PEC の算出について環境省が平成 17 年に実施した検討会の報告書²において、「粒剤

¹ 「農林水産航空事業の実施について」（平成 13 年 10 月 25 日 13 生産第 4543 号農林水産事務次官依命通知、最終改正：平成 19 年 5 月 11 日 19 消安第 266 号）別表 2

² 「環境省請負業務結果報告書 平成 17 年度水質汚濁に係る環境中予測濃度（水濁 PEC）算定方法検討調査」 p. 3-6

については、ドリフトを考慮しない（ただし、飛散しない施用方法である場合に限る）」とされており、有人ヘリのような散布方法については、ドリフト量を考慮することが想定されていたと考えられること。

- ・有人ヘリを使用した散布については、航空防除として、農薬取締法テストガイドライン³において、水田使用時の PEC（第 2 段階）の算定において排水路ドリフト率を 100%としていること。

（2）について

- ・一般的に無人ヘリによる散布は、農薬登録における使用方法としても「無人ヘリコプターによる散布」として、有人ヘリによる散布（「空中散布」という。）と異なる使用方法として取り扱われていること。
- ・実態上も、無人航空機（無人ヘリを含む）による農薬散布の実施方法等に関する通知⁴において、粒剤散布時の飛行高度は 3 ～ 4 m とされており、有人ヘリとは飛行高度が大きく異なること。
- ・農薬取締法テストガイドラインにおいて、「農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬がドリフトし、河川等の水系に混入するおそれがないと認められる場合にはドリフトは考慮しなくてもよい。」とされており、また、環境省ウェブサイト⁵において粒剤散布についてはドリフトを考慮しなくてよいとしていること。

³ 「農薬の登録申請書等に添付する資料について」（平成 14 年 1 月 10 日 13 生産第 3987 号農林水産省生産局長通知、最終改正：平成 26 年 5 月 15 日 26 消安第 535 号）

⁴ 「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日 27 消安第 4545 号消費・安全局長通知、最終改正：平成 28 年 3 月 31 日付け 27 消安第 6366 号）

⁵ 「環境中予測濃度（水濁 PEC）算定方法」（環境省ウェブサイト
http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun/pec.html）